

令和4年度  
市町村教育長・教育委員研修会

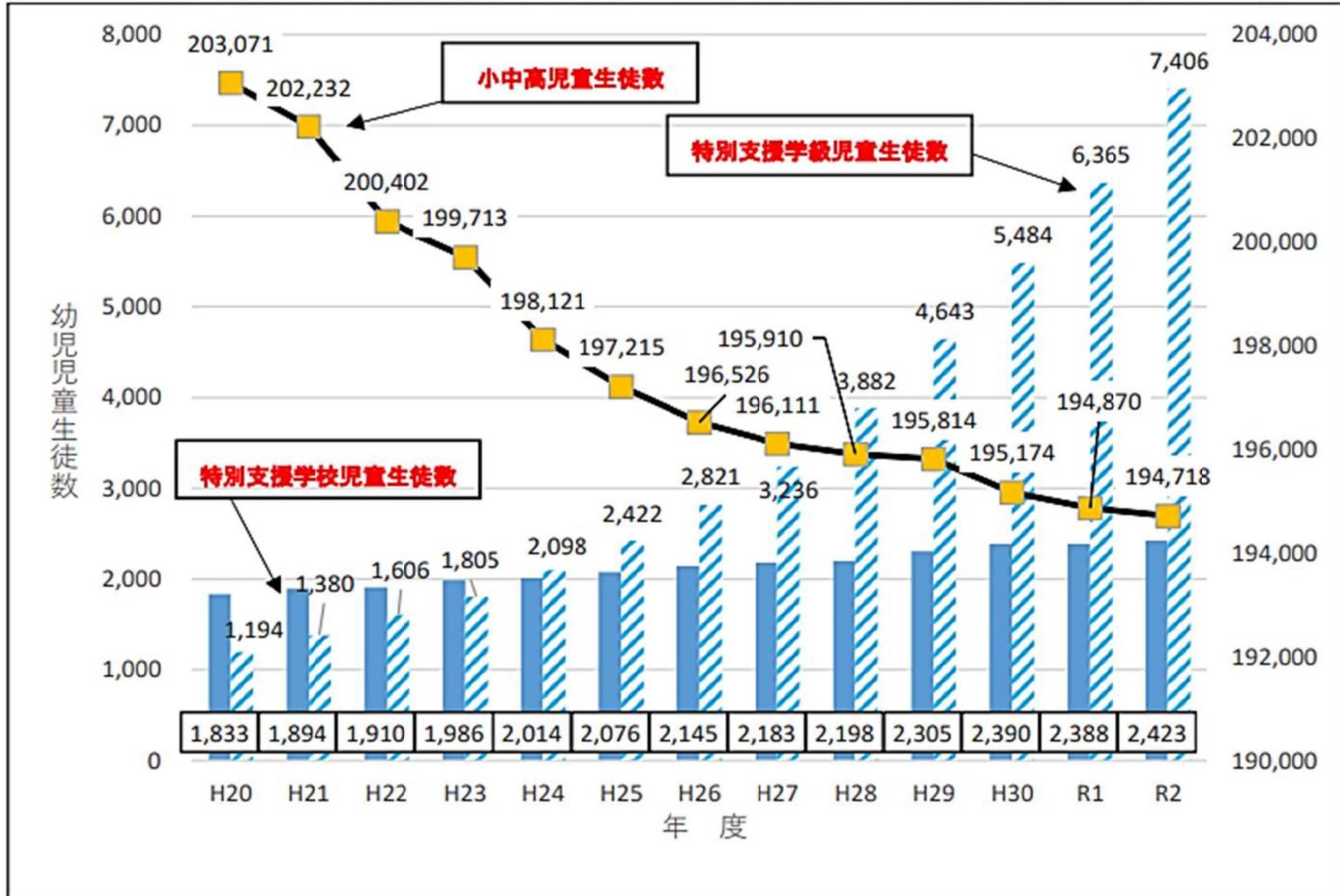
行政説明

「小中学校における特別支援教育について」

教育庁県立学校教育課 特別支援教育室

図1: 特別支援学校と特別支援学級及び小・中・高等学校児童生徒数の推移

学校基本調査



## 小中学校 特別支援学級の状況

特別支援学級在籍者数の全校児童生徒数に占める割合

R3全国平均 小学校 3.7% 中学校 2.8%

R3沖縄県平均 小学校 5.9% (6,058人) 中学校 4.5% (2,247人)

R4沖縄県平均 小学校 6.4% (6,550人) 中学校 4.9% (2,488人)

(学校基本調査)

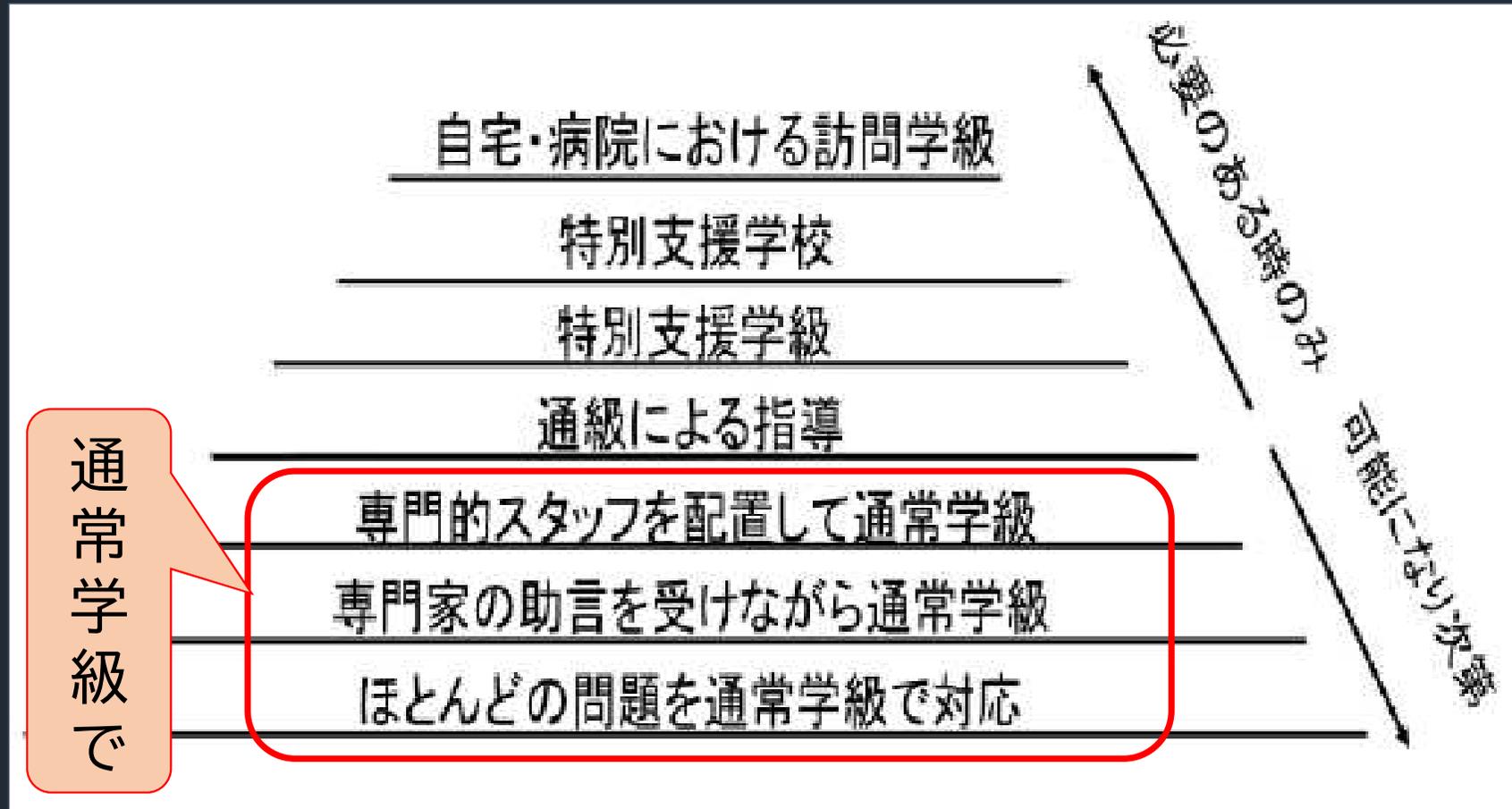
# インクルーシブ教育システム

「可能な限りともに学ぶしくみ」

- 1 同じ場で共に学ぶことを追求する。
- 2 自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備する。
- 3 連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

※共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 平成24年7月

# 連続性のある「多様な学びの場」



# 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」

令和4年12月 文部科学省

学級担任等による回答に基づくもの。発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示す。

## 「学習面又は行動面で著しい困難を示す」

・ 小学校・中学校 8.8%

・ 高等学校 2.2%

\* 知的発達に遅れはないものの「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合

## 特別支援学校・通常の学校(特別支援学級、通級による指導)

障 害	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	通常の学校	
		特別支援学級 (学校教育法第81条②)	通級による指導 (学校教育法施行規則第140条)
視覚障害【弱視】	視覚障害特別支援学校	弱視特別支援学級	○
聴覚障害【難聴】	聴覚障害特別支援学校	難聴特別支援学級	○
知的障害	知的障害特別支援学校	知的障害特別支援学級	/
肢体不自由	肢体不自由特別支援学校	肢体不自由特別支援学級	○
病弱【身体虚弱】	病弱特別支援学校 (含:身体虚弱者)	身体虚弱特別支援学級 (含:病弱者)	○
言語障害	/	言語障害特別支援学級	○
自閉症	/	自閉症・情緒障害 特別支援学級	○
情緒障害	/		○
学習障害(LD)	/	/	○
注意欠陥多動性障害(ADHD)	/	/	○

# 小中学校における通級による指導及び特別支援学級の対応等

学級種別等 (学びの場)	通常学級	特別支援学級	補足説明	義務教育終了後の進路	
	通級による指導 (自校・巡回・他校)			障害の種類	基本的な進学先
	①弱視 ②難聴 ③肢体 ④身体虚弱(病弱) ⑤言語 ⑥自閉 ⑦情緒 ⑧LD ⑨ADHD	①弱視 ②難聴 ③知的 ④肢体 ⑤身体虚弱(病弱) ⑥言語 ⑦自閉・情緒	①通級による指導は知的のみ対象外。 ②原則として主障害に応じて判定・措置する。 ③二以上の障害を合わせ有する場合は、診断された主障害を確認して判定・措置する。	①弱視 → ①高校・特支(視覚) ②難聴 → ②高校・特支(聴覚) ③知的 → ③高校・特支(知的) ④肢体 → ④高校・特支(肢体) ⑤身体虚弱(病弱) → ⑤高校・特支(病弱) ⑥言語 → ⑥高校 ⑦自閉・情緒 → ⑦高校 ⑧LD → ⑧高校 ⑨ADHD → ⑨高校	
教育課程 (学びの保障)	各在学校種(小学校又は中学校)の教育課程		・高校受験など生徒の希望と柔軟な進路選択肢を保障するため、知的特別支援学級も含め、各在学校種(小学校又は中学校)の教育課程を実施し評定する。	令和4年9月7日付 教県第1074号 <b>「教育相談 (就学・進学・学びの場の変更)等の対応について(通知)」</b>	
	基本的に自立活動を行う		・通級による指導は、基本的に自立活動を取り扱う。		
		※知的教育課程実施の特例	※生徒の状況等を考慮し、真に必要な場合に限り、知的教育を取り扱う特別支援学校の教育課程を実施することができる。		

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について【通知】」  
(令和4年4月27日付 4文科初第375号通知)

1. 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について
2. 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について
3. 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について
4. 通級による指導の更なる活用について

## 1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。
- どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月改訂「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場 について入念に検討・判断を進める必要があること。

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)Q&A」

(問)交流及び共同学習の時間を制限することは、インクルーシブの理念に逆行し、障害のある子供の排除につながるのではないか。

(文部科学省 回答)

本通知は、

- ・ 特別支援学級で**半分以上**学ぶ必要のない児童生徒については、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、
- ・ 特別支援学級在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ること等を目的としたもので、むしろインクルーシブを推進するものです。

# インクルーシブ教育システムの考え方

## (1) 特別の教育課程の編成

### ○自閉症・情緒障害

- ・小学校及び中学校の教育課程に準じることが基本
- ・特性に配慮しながら当該学年の学習内容を指導する  
+「自立活動」+「交流及び共同学習」
- ・進学先は、通常の高校

### ○知的障害

- ・各教科の目標・内容を踏まえた指導の充実  
(必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を活用)
- ・学びの連続性を重視することが重要

# インクルーシブ教育システムの考え方

## (2)教育相談・進路指導の充実

### ○早期の教育相談

個別の教育支援計画の作成と活用

診断のある児童生徒 ≠ 特別支援学級

### ○進路指導(学習指導の充実も含む)

高校進学を含め幅広い選択肢と本人・保護者の願い

特別支援学級 ≠ 特別支援学校高等部への進学

中学校卒業後を見据えた適切な教育課程と学びの場

令和4年9月7日付 教県第1074号

## 「教育相談(就学・進学・学びの場の変更)等の対応について(通知)」

- 文部科学省通知等の内容について、相談現場における活用に資するため、要点等をまとめた。
- 各機関において幼児児童生徒や保護者のニーズに対応するため、適切な相談・判定・教育措置等の体制整備と対応に取り組むよう通知。

令和4年12月6日付 教県第1543号

## 「特別支援学級判定児童生徒の教育措置の適切な対応について(通知)」

- 本人の意思とは反して特別支援学級に在籍となった一部の児童生徒から心の不安等に伴う諸行動(不登校や特別支援学級への入室拒否等)が見られる。
  - ・特別支援学級判定根拠の妥当性。 ・本人や保護者の意思確認の妥当性
  - ・年度途中の通常学級への教育措置変更に伴う校内支援体制の構築

# 特別支援学級及び通級指導教室の就学決定に係る 対象児童生徒実態表の提出について

令和4年9月8日 教人第914号

様式 1		特別支援学級 対象児童生徒実態表																		
		立		学校		市町村		教育事務所		01国頭村		01国頭								
学校入力欄													判定可否							
児童生徒No	①学級種別	②主障害	③療育手帳	④身障者手帳		⑤精神障害者保健福祉手帳		⑥医ケア対応	⑦専門医の診断書	⑧医師診断名 ※主たる診断名のみ箇条書き	⑨左記以外の診断済事項 ※箇条書き	⑩特記事項 ※特記がある場合のみ箇条書き	⑫同意		市町村教委	教育事務所		県教委		
				障害分類	障害等級	障害分類	障害等級						児童生徒	保護者		指	人	指	人	
1	01弱視 02難聴 03知的 04肢体 05虚弱 06言語 07自情	01視覚 02聴覚 03知的 04肢体 05虚弱 06言語 07自情	無 B2 B1 A2 A1	00無 01視覚障害 02聴覚・平衡機能障害 03音声・言語・咀嚼障害 04肢体不自由(上肢、下肢、体幹機能、脳原性運動機能)	無 7級 6級 5級 4級 3級 2級 1級	00無 01統合失調症 02気分(感情)障害 03非定型精神病 04てんかん 05中毒精神病 06器質性精神障害(高次脳機能障害)	無 3級 2級 1級	有 無	有 無				可 否							
2																				
3																				
4																				

就学決定が  
客観的な根拠に  
基づいているか確認

## 「県立特別支援学校の対象者について」(2月通知予定)

県立特別支援学校の対象者について、再通知し、以下の対応を行う。

- 高等部(高支等を含む)入学者選抜の対象者について、教育相談、募集要項説明会、志願前相談、願書受付等の各手続き段階において明確に対応する。
- 小学部・中学部就学(入学・転入学)の対象者について、教育相談等において明確に対応する。
- 特別支援学校以外の学校に本人や保護者が希望する場合、学校教育法の一部改正、文部科学省通知等に基づき、「多様な学びの場の柔軟な選択と変更」の選択肢を紹介する。
- 特別支援学校就学規準である学校教育法施行令第22条の3における特別支援学校の対象者及び非対象者について具体的に明記し、周知する。

## インクルーシブ教育システムの考え方

- 合理的配慮の提供等で通常の学級で学ぶ  
配慮を要する児童生徒 ≠ 特別支援学級対象
- 就学先決定後も柔軟に就学先を見直していく  
教育的ニーズの変化に対応する  
(例)特別支援学級→通常の学級へ

学校全体で特別別支援教育を推進

授業改善 ユニバーサルデザイン

## 小中学校における課題

特別支援学級数、在籍児童生徒数の増加が課題ではない。

- 教育的ニーズに応じた学びの場の決定が行われているか。
- 教育課程の内容や一人一人の指導の状況等が適切か。
- 教育的ニーズの変化に応じて柔軟な学びの場の変更が行われているか。

# 沖縄県特別支援教育推進計画(令和4年9月策定)

## 施策の展開(抜粋)

### 1 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化

- ・ 就学前における早期からの相談・支援の充実
- ・ 就学相談や学びの場の検討等の支援
- ・ 小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実

### 2 特別支援教育を担う教師の専門性向上

- ・ 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性
- ・ 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

### 3 ICT活用等による特別支援教育の質の向上

- ・ ICT活用による一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進

### 4 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- ・ 就学前からの連携
- ・ 在学中の連携
- ・ 関係機関等との連携強化による支援体制の整備と施策の推進

【概要版】 沖縄県特別支援教育推進計画

**趣 旨**

沖縄県特別支援教育推進計画は、文部科学省が示す特別支援教育の基本的な考え方を踏まえ、本県の現状を把握し、課題をふまえて具体的な施策推進のための計画として策定し、特別支援教育を推進・充実させることを目的とするものです。インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進の在り方や今後の方向性について、効果的かつ効果的な施策展開を図るために、長期的・総合的観点に立って将来の展望を示すことを目指します。

**1 基本方向**

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに応じて最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備していく必要があります。これらの方向性を実現するため、

- ・ 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化
- ・ 特別支援教育を担う教員の専門性向上
- ・ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実に進んでいきます。



**1 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化**

(1) 就学前における早期からの相談・支援の充実【P.5.6】

3 300000 10 1000000

令和4年度  
市町村教育長・教育委員研修会

行政説明

「小中学校における特別支援教育について」

ご清聴ありがとうございました。